

第3章

地域別構想

- 1 地域別構想の位置付けと地域区分
- 2 深江・布津地域
- 3 有家・西有家地域
- 4 北有馬・南有馬地域
- 5 口之津・加津佐地域

1 地域別構想の位置付けと地域区分

1) 地域別構想の位置付け

地域別構想は、全体構想を踏まえ、地域ごとのまちづくりを住民が主体となって推進するうえでの指針となるため、地域ごとの特性や課題、地域の目標像、取組方針について整理する。

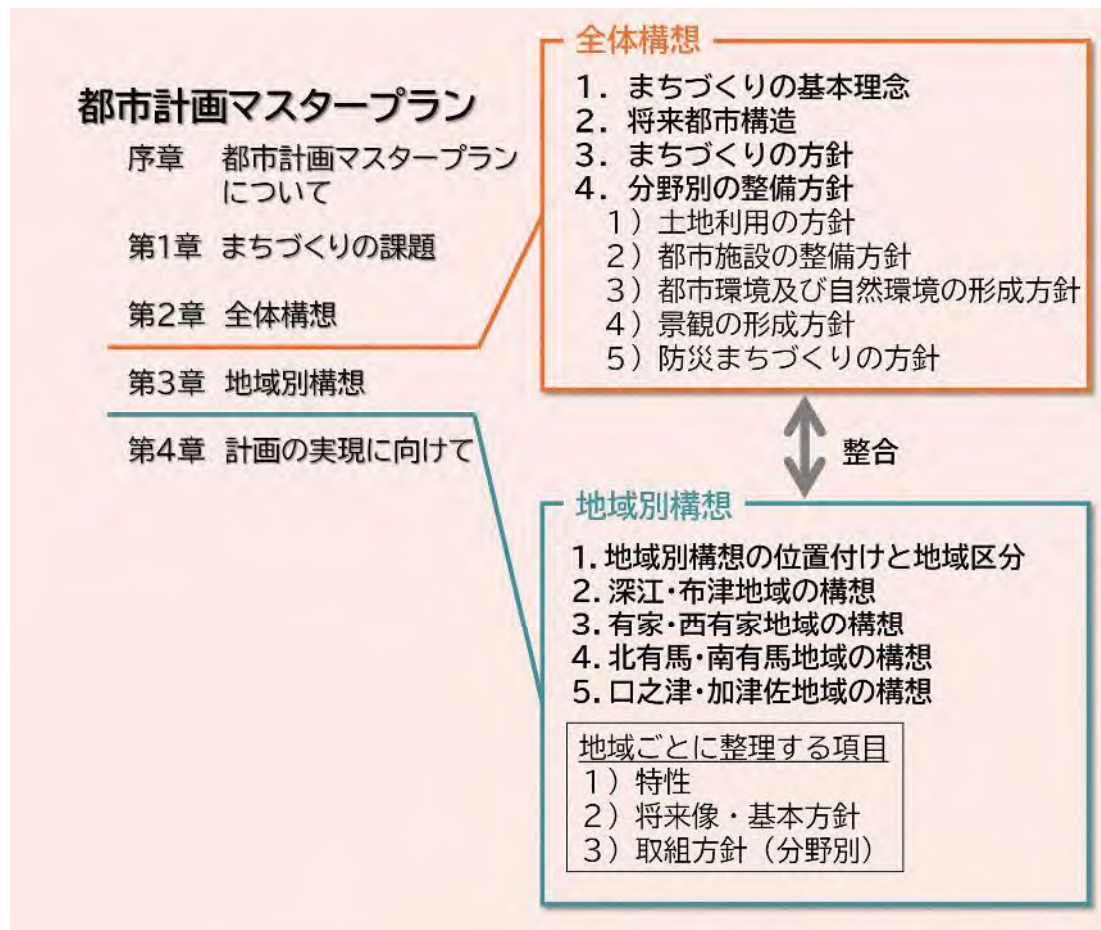


図 37 地域別構想の位置付け

2) 地域区分

地域別構想のベースとなる地域区分については、旧8町を次の4つの地域にまとめ、それぞれの資源や個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

全体構想と同様に、地域別構想においても市全域を対象範囲とする。



図 38 地域区分

表 4 地域区分の概要

地域区分	構成する旧町	人口（人）	世帯数（戸）	都市計画区域
深江・布津地域	深江町、布津町	10, 906	3, 795	—
有家・西有家地域	有家町、西有家町	13, 302	4, 819	一部あり
北有馬・南有馬地域	北有馬町、南有馬町	7, 506	2, 875	—
口之津・加津佐地域	口之津町、加津佐町	10, 616	4, 433	一部あり

出典（人口・世帯数）：R2国勢調査

2 深江・布津地域

1) 特性（深江・布津地域）

(1) 人口

令和2年（2020）の国勢調査の結果より、深江・布津地域の人口は、約1.1万人で年齢3区分別割合は、年少人口（0～14歳）が13.4%、生産年齢人口（15～64歳）が51.5%、老年人口（65歳以上）が35.1%となっており、市全体の人口構成より年少人口割合がやや多く、老年人口割合がやや少ない。

昭和60年（1985）以降、人口は減少傾向が続いており、昭和60年（1985）から令和2年（2020）にかけて約22%減少している。高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年（2020）には35.1%となっている。



■ 15歳未満 ■ 15～64歳 ■ 65歳以上

図39 年齢3区分別人口

出典：R2国勢調査

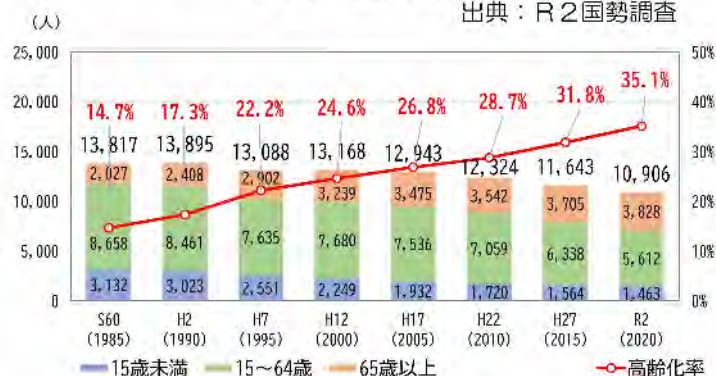


図40 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

出典：S60～R2国勢調査

(2) 土地利用

北東方向の内陸部は森林に覆われ、沿岸に向けてその他農用地、田が広がっている。国道57号、国道251号の沿道を中心に建物用地が分布している。

土地利用別割合では、「その他農用地」及び「森林」が35%を占め、市全体（4地域の平均）の「森林」と比べると5ポイント少ない。

「建物用地」は14%であり、市全体と比べると4ポイント多い。

森林のほとんどは国立・県立自然公園となっている。

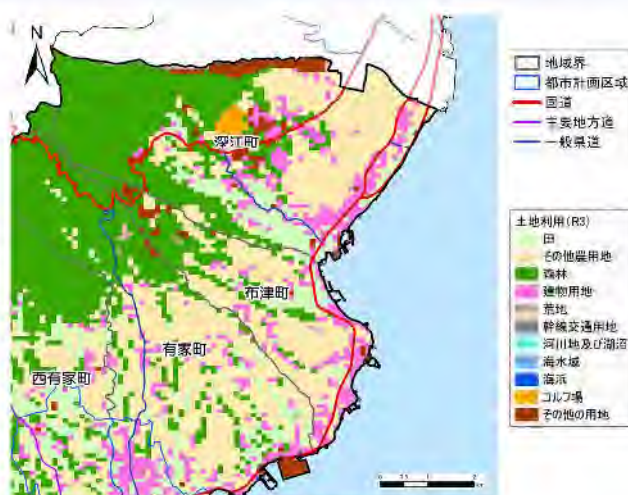


図41 土地利用現況図

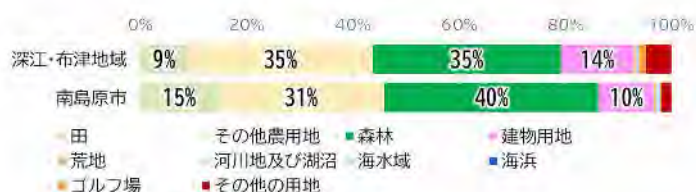


図42 土地利用別割合

出典：R3国土数値情報

(3) 交通

深江・布津地域では、国道57号、国道251号沿道等に島鉄バスとチョイソコみなみしまばらが運行している。

(4) 都市施設

深江・布津地域を縦断するように、雲仙方面の内陸に国道57号、海岸沿いに国道251号が整備されている。

深江町の一部でコミュニティ・プラントが供用され、その他地域で合併浄化槽が設置されている。

(5) 災害ハザード

沿岸部が津波浸水想定区域に該当し、特に深江支所の南側から布津地域の新川河口付近までのエリアでは想定浸水深2m以上～5m未満の地域が存在する。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、河川沿いの谷地等が含まれている。

火山災害では雲仙岳想定火口からの噴石の影響範囲に含まれ、特に深江地域は火砕流及び火災サージ、溶岩流の影響範囲に含まれている。



図43 災害ハザード図

出典：R2国土数値情報、長崎県資料

(6) 地域資源

普賢岳災害の被災状況を伝える「大野木場砂防みらい館」や「土石流被災家屋保存公園」等のジオサイトが多くある。

「道の駅」など、市外の観光客をターゲットとした施設もある。

「布津グラウンド」などのスポーツを支援する施設や、「布津福祉センター「湯楽里」」等の健康増進を支援する施設もある。

凡 例	
公共交通	鉄道
主要道路	国道
	県道
	その他
無設計画区域（市界と同じ）	
無設計画区域（市界、市町村界）	
都市計画区域	
旧町界	
市界	

凡 例	
〇	ジオサイト
○	文化財
○	その他



図44 地域資源分布図

出典：南島原市資料

(7) 住民意見

①市民意向調査

深江・布津地域の生活の満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」や「海や山、川などの自然の豊かさ、きれいさ」等の自然環境の豊かさに関する評価が高い。次いで「国道などの幹線道路での走りやすさ」等の道路の利用しやすさ、「病院や保育所などの福祉・保健・医療施設の利用しやすさ」等の生活サービスや公共施設、文化施設等の利用しやすさに関する評価が比較的高い。

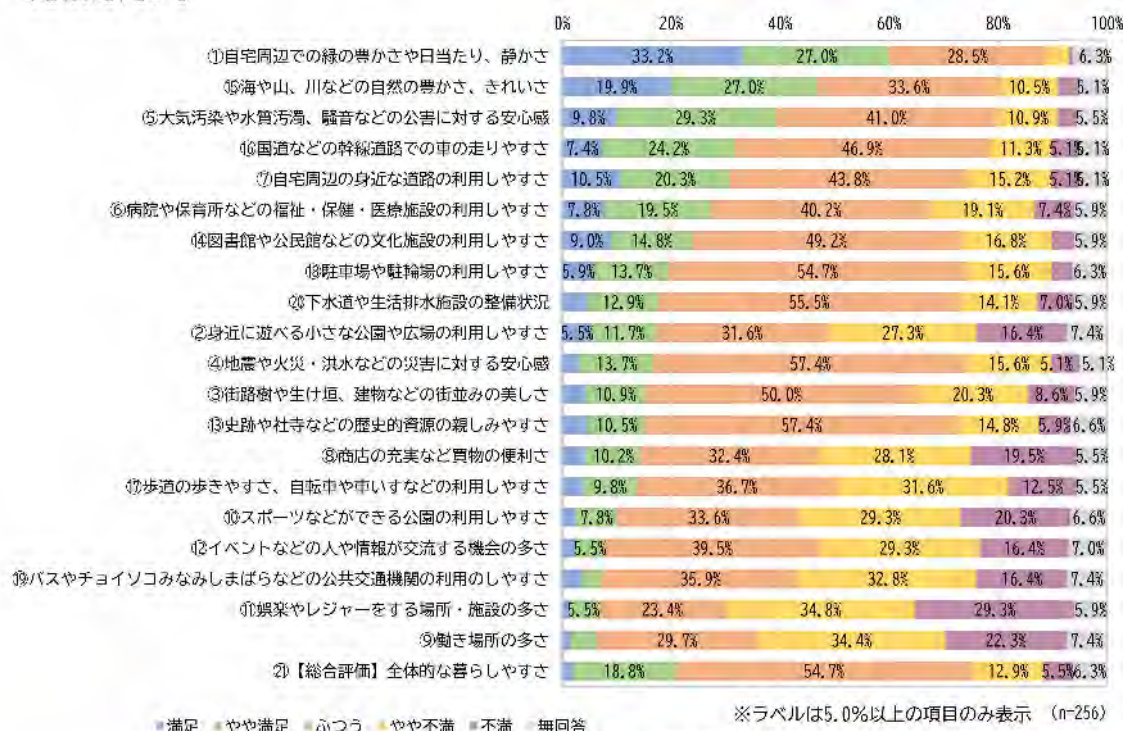


図45 現在の生活満足度

出典：R5 市民意向調査

②住民懇談会

令和6年度（2024）に実施した住民懇談会では、市内の高校に通学する高校生から、以下のような意見が挙げられた。

1)課題

- ・地元で就職するとなると選択肢が狭く就きたい仕事がない
- ・大学に進学すると自宅からは通えない
- ・バスの本数が少なく下校時間と合わない、ベンチなど待合環境が良くない
- ・空き家が多く、街灯が少なく、道路のひび割れが多い
- ・商業施設、病院、公共施設、小さい子どもが遊べる公園が少ない 等

2)必要な施設・機能

- ・高齢者が自家用車を運転することなく、近くで買い物できるお店や飲食店、日常的に通う病院が必要
- ・高齢者が楽しめるようにグラウンドゴルフ等ができる公園の維持が必要
- ・安心して子育てがしやすいように夜間診療がある病院、トイレ等がきれいに管理され小学生が遊べる公園等が必要
- ・アルバイトができる場所や通勤する人が暮らせる賃貸アパートが必要
- ・シンボルとなる場づくりや火山と海を活かした南国風の景観づくりが必要
- ・イベントや地元のお祭りができる場所が必要 等

2) 将来像・基本方針（深江・布津地域）

将来像 ジオパークの資源と地域に根付いた産業が織りなすまちの魅力を高め
周辺地域との交流を牽引する 快適居住の地域づくり

基本方針

- 豊かな自然がもたらす営農環境と有明海がもたらす漁業環境によって、地域に根付いた既存産業を土台として、隣接する島原市とのアクセス性を活かし、産業が活発なまちづくりを進める。
- ジオパーク（火山災害の跡）等の豊富な地域資源・観光資源を活用した新たな産業振興や交流促進につながる基盤整備を進める。
- 庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成し、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

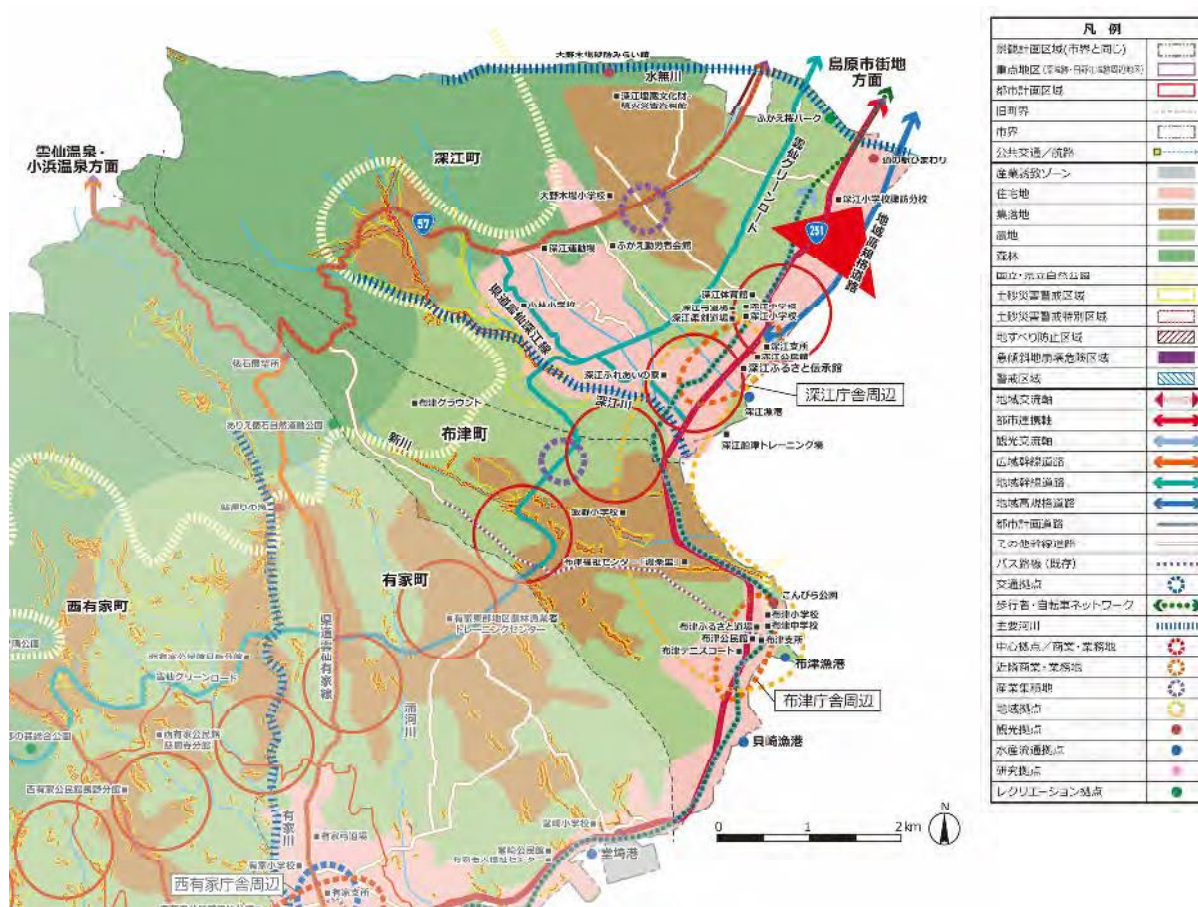


図4-6 地域構想図（深江・布津地域）



土石流被災家屋（ジオサイト）



ふかえ桜パーク



布津福祉センター「湯楽里」

3) 取組方針（深江・布津地域）

（１）土地利用の方針

深江庁舎周辺、布津庁舎周辺では、開発行為の誘導等の継続により、地域内での日常生活を支える身近な都市機能を確保し、生活サービス機能が充足した拠点を創出する。

深江町の国道５７号沿道及び布津町の雲仙グリーンロード沿道では、大規模空地を活用した工業集積を図る。

農地と集落が共存する地域では、緑豊かな田園風景との調和に配慮し、集落の実情に即した農地の整備を推進する。

雲仙岳裾野に広がる平野部等のうち優良農地は、市街地との調和を図りつつ、積極的な農地の維持・保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編による農業生産性の向上について検討する。その他の農地については農業以外の可能性も含めて有効活用を図る。

深江漁港、布津漁港、貝崎漁港周辺は水産流通拠点として、水産業や水産加工業、流通業等の集積強化及び交通結節機能の強化を推進する。

（２）都市施設の整備方針

①道路

国道２５１号は都市連携軸として、道路機能の向上、交通安全対策の推進、歩道や自転車通行空間の整備、公共交通による連絡強化、防災対策の推進を働きかける。

国道５７号は、広域幹線道路として、円滑な交通処理を行うための線形改良、緊急輸送道路の機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

県道雲仙深江線、雲仙グリーンロードやその他の県道は、地域幹線道路として、道路幅員の確保や補修、歩道整備、自転車通行空間の整備の推進を働きかける。

その他の生活道路や住宅が密集する地区では、道路幅員の確保や歩道整備等を推進する。

自転車歩行者専用道路や通学路等では、街路灯の設置や舗装の改修等、利用環境の改善や安全性の向上、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

深江運動場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

②公園・緑地等

地域拠点を含む住宅地では、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を進めるとともに、維持管理の効率化等を目的とした公園の再編についても検討する。

深江運動場やふかえ桜パーク等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図る。

③河川・下水道

深江川等の住宅地に近接する河川は、浚渫や清掃等により治水機能の確保を図る。

深江町の一部で整備が完了したコミュニティ・プラントの利用と合わせて、個別の合併浄化槽の設置を促進する。

(3) 都市環境及び自然環境の形成方針

①都市環境の形成方針

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、老朽危険空家の除却、利活用可能な空き家の活用、公園や街路の維持管理、緑道の整備等の取組を継続し、快適な住環境の形成を図る。

公共施設等の効率的な維持管理のため、長寿命化を推進しながら再編についても検討する。再編後の公共施設等の跡地や廃校舎は、地域住民、企業等との連携による利活用の取組を支援する。

遺跡等の関連遺産や観光拠点・レクリエーション拠点の周辺、周遊ルート上の主要ポイントでは、駐車場・駐輪場の整備や利用環境の整備、誘導サインの設置等を行い、観光客にやさしい環境づくりを進める。

道の駅等の観光客が集まる施設やその周辺では、交流を促進する空間の確保に努めるとともに、特産品・地場産品の販売や加工、地域資源をPRする観光案内施設の充実を図り、世界遺産とジオパークを活用した観光活性化の取組を推進する。

②自然環境の形成方針

深江運動場やふかえ桜パーク等の主要な公園は、地域住民の憩いの場として施設の充実を図り、地域住民、ボランティア団体、企業との連携による適正な維持管理を推進する。

将来的に農地としての維持が困難になることが想定される地域では、体験農業の場の確保等、新たな農業従事者の育成支援等への活用を図る。

(4) 景観の形成方針

地域拠点では、まちに活気と賑わいを生み出すような、まとまりのある良好な景観形成を図る。

雲仙岳への雄大な眺望は、「南島原市景観計画」を適切に運用し、多様で恵まれた自然景観の保全を図る。

雲仙岳の裾野に広がる平野部の農地景観の保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編について検討を進め、新たな農村景観の形成を図る。

遺跡等の関連遺産は、周辺を含めた環境整備や主要な観光ルート上における統一のとれた誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備・充実を図り、一群のものとして観光客に体験させるための景観づくりを推進する。

（５）防災まちづくりの方針

水無川は、土石流の発生に備えた堤防や砂防の維持・充実の推進を働きかける。

国道２５１号、国道５７号は災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

深江運動場等、災害時の市民の避難場所となるオープンスペースは、バリアフリーに配慮しながら、防災機能の充実を図る。

深江運動場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

小・中学校は、非構造部材の耐震化やトイレの改善に取り組み、避難所として安全に使用できる環境整備を図る。

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、耐震化やブロック塀の撤去、老朽危険空家の除却等の取組を継続して進め、地域住民が安全に生活できる住環境の形成を図る。

3 有家・西有家地域

1) 特性（有家・西有家地域）

（1）人口

令和2年（2020）の国勢調査の結果より、有家・西有家地域の人口は、約1.3万人で年齢3区分別割合は、年少人口（0～14歳）が12.9%、生産年齢人口（15～64歳）が50.3%、老年人口（65歳以上）が36.7%で、市全体の人口構成より年少人口割合がやや多く、老年人口割合がやや少ない。4地域で最も人口が多い。

昭和60年（1985）以降、減少傾向が続いており、平成27年と比較して約1割減となっている。



■15歳未満 ■15～64歳 ■65歳以上

図47 年齢3区分別人口

出典：R2国勢調査

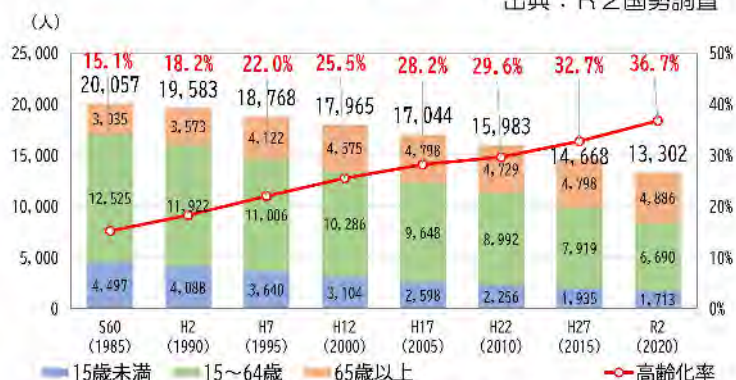


図48 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

出典：S60～R2国勢調査

（2）土地利用

国道251号、県道雲仙有家線沿道や須川港周辺の沿岸部等に建物用地が分布し、内陸部は森林が広がっている。

土地利用割合では、「森林」が44%を占め、市全体（4地域の平均）と比べると4ポイント多い。

「田」及び「農用地」は合わせて43%を占めているが、市全体（4地域の平均）と比べると3ポイント少ない。

「建物用地」は約10%で市全体と同程度となっている。

森林の大部分は国立・県立自然公園となっている。

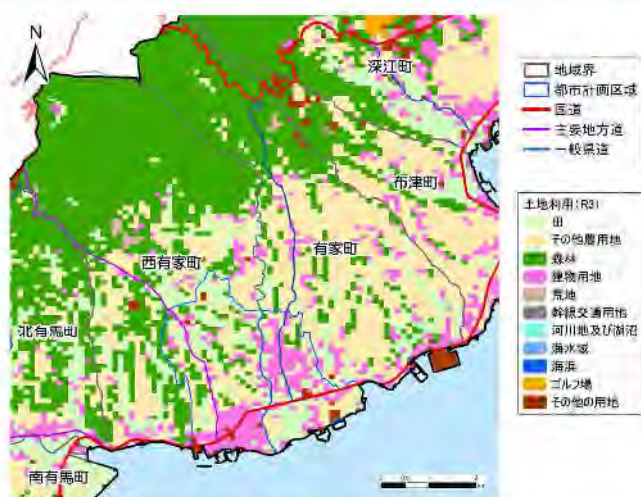


図49 土地利用現況図



図50 土地利用別割合

出典：R3国土数値情報

(3) 交通

有家・西有家地域では、雲仙グリーンロードの一部、県道雲仙有家線、主要地方道雲仙西有家（47号）線、国道251号沿道等に島鉄バスとチョイソコみなみしまばらが運行している。

(4) 都市施設

海岸沿いに国道251号、雲仙方面に国道57号が整備されている。

西有家地域の南部に都市計画道路が指定されている。

都市計画公園は、市内10箇所のうち8箇所が当該地域に位置する。

西有家町の一部で農業集落排水が供用され、その他地域で合併浄化槽が設置されている。

(5) 災害ハザード

有家川の河口付近等の沿岸部が津波浸水想定区域に該当する。

洪水浸水想定区域は有家川沿いに存在する。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、地域全体に分布している。



図5-1 災害ハザード図
出典：R2国土数値情報、長崎県資料



(6) 地域資源

「吉利支丹墓碑」や「有家キリシタン史跡公園」等、歴史や文化にまつわる施設が多く存在する。

古くから庄屋の町として栄えた歴史から、酒、みそ、しょうゆ、そうめん業などが発展している。春と秋の「ありえ蔵めぐり」では、街並みや蔵を巡る観光イベントも開催されている。

50万年前の地層を観察することができる「龍石海岸」や、「鮎帰りの滝」、「戸ノ隅の滝」、「俵石展望所」等自然を感じることもできる観光スポットも有する。

凡 例	
公共交通	路線
主要道路	国道
	県道
	その他
県道計画区域（市界と同じ）	
重要地区（市界、市界、市界、市界）	
都市計画区域	
旧町界	
市界	

凡 例	
○	シオサイト
○	文化財
○	その他



出典：南島原市資料

(7) 住民意見

①市民意向調査

有家・西有家地域の生活の満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は、「自宅周辺の緑の豊かさや日当たり、静かさ」や「海や山、川などの自然の豊かさ、きれいさ」、「大気汚染や水質汚濁、騒音などの郊外に対する安心感」等の自然環境の豊かさや生活環境に関する評価が高い。一方で、「娯楽やレジャーをする場所・施設の多さ」「働き場所の多さ」「イベントなどの人や情報が交流する機会の多さ」等の就業場所やイベント・レジャーの場所や機会に関する評価が比較的低い。

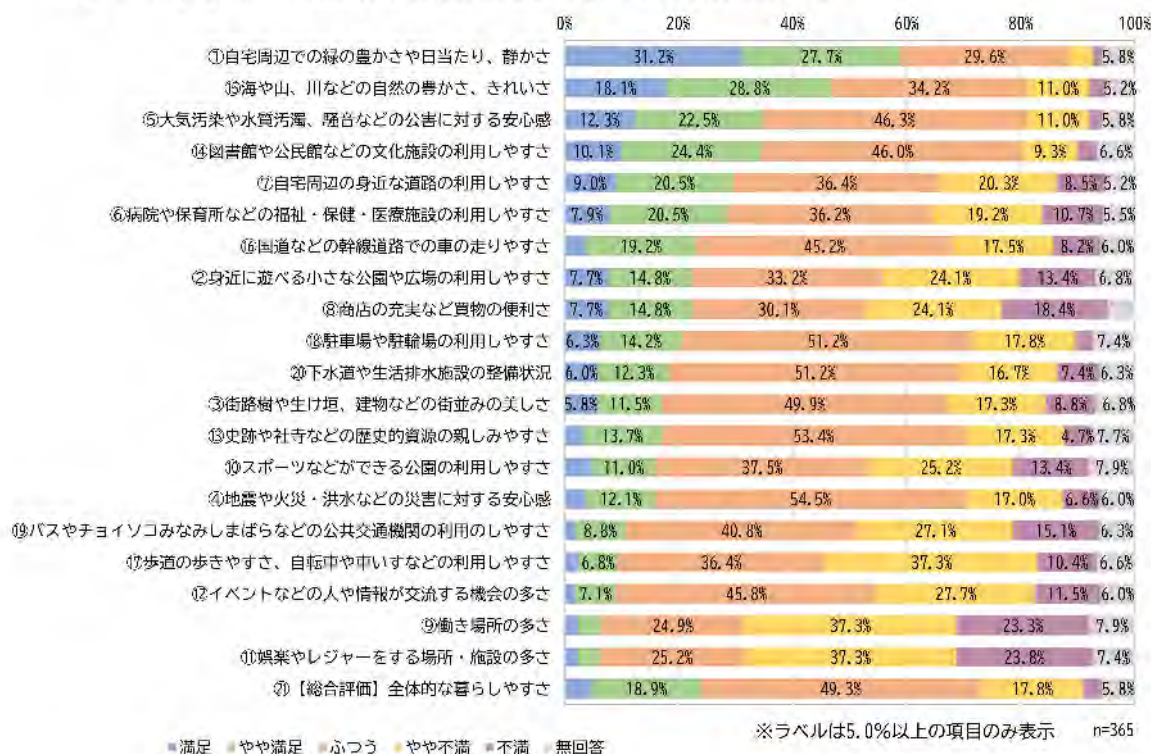


図5-3 現在の生活満足度

出典：R5 市民意向調査

②住民懇談会

令和6年度（2024）に実施した住民懇談会では、市内の高校に通学する高校生から、以下のような意見が挙げられた。

1)課題

- ・バスの本数が少なく、バス停に雨をしのげる屋根が無い
- ・点字ブロックが少なく壊れている所がある、街灯が少ない
- ・家族で遊べる場所や商業施設、宿泊施設、医療施設、福祉施設が少ない
- ・働く場所が少ない
- ・市内で進学したいが専門学校がない 等

2)必要な施設・機能

- ・市の顔である市役所の建て替えが必要
- ・商業施設、宿泊施設、本屋、喫茶店が必要
- ・廃校舎を体育館等に活用することが必要
- ・病院の立地や診療日等の最新情報を定期的に提供することが必要
- ・短期間の託児所や遊具のある公園、高齢者のデイサービスが必要
- ・無料で使えるフリースペースが必要
- ・大学や専門学校が必要 等

2) 将来像・基本方針（有家・西有家地域）

将来像 伝統と文化と自然をつないで多面的に人を惹きつけ
賑わいと活気に満ちた 本市の中心となる先導的な地域づくり

基本方針

- 手延べそうめん産業やキリシタンの歴史、蔵のあるまちなみがづくり出す伝統と文化に育まれた営みを守り、育て、人を惹きつける魅力を高めながら、市の中心部として様々な機能を備え、多様な産業活動が盛んな賑わいのある拠点形成する。
- 市の中心である庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成しながら、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 豊富な自然を守り、産業として活かすことで、誰もがいきいきと暮らせるまちを形成する。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

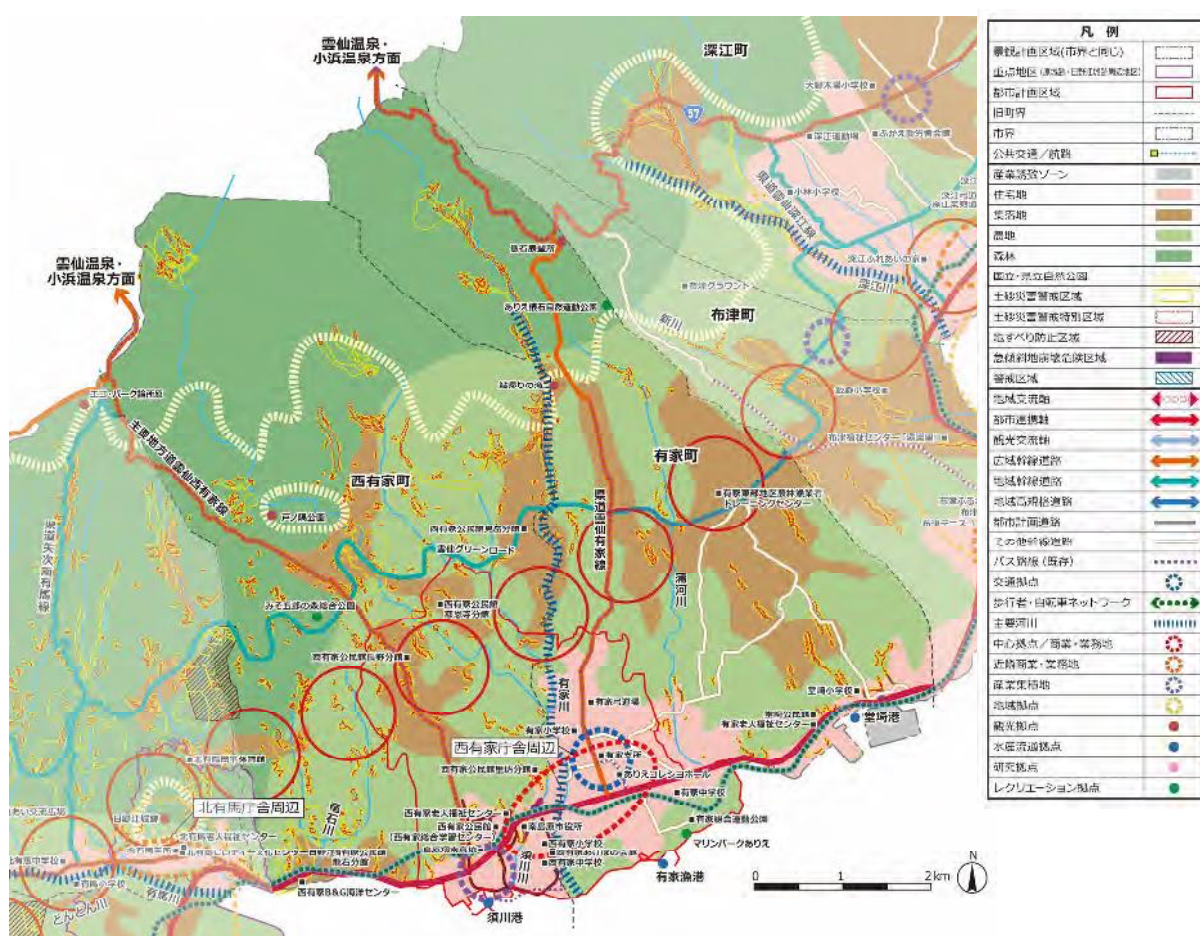


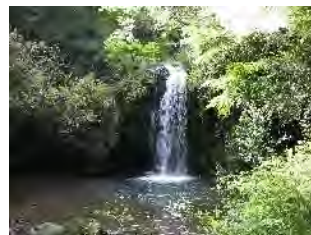
図5-4 地域構想図（有家・西有家地域）



吉利支丹墓碑



蔵のあるまちなみ



鮎帰りの滝

3) 取組方針（有家・西有家地域）

（１）土地利用の方針

有家庁舎・西有家庁舎の周辺では、立地適正化計画に位置付けた都市機能誘導区域内に、市全域からの利用が見込まれる高次の都市機能の集積を図り、市民の生活に必要なサービスを提供する中心拠点を形成する。

堂崎港埋立地では、開発行為の誘導等の継続により、地域内での日常生活を支える身近な都市機能を確保し、生活サービス機能が充足した拠点を創出する。

堂崎港埋立地や国道２５１号沿道等では、特産品を使った製造産業、加工産業や流通産業等の新たな企業立地を目指し、雇用と活力を生む場となる適正な工業集積地の形成を図る。

雲仙グリーンロード沿いの棚田、山間農地・段々畑 雲仙岳裾野に広がる畑作地帯等のうち優良農地は、市街地形成との調和を図りつつ、積極的な維持・保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編による農業生産性の向上について検討する。その他の農地については農業以外の可能性も含めて有効活用を図る。

須川港周辺は、水産流通拠点として、水産業や水産加工業、流通業等の集積強化を推進するとともに、交通結節機能の強化を働きかける。

（２）都市施設の整備方針

①道路

国道２５１号は都市連携軸として、道路機能の向上、交通安全対策の推進、歩道や自転車通行空間の整備、公共交通による連絡強化、防災対策の推進を働きかける。

国道５７号や県道雲仙有家線、主要地方道雲仙西有家線は、広域幹線道路として、円滑な交通処理を行うための線形改良、緊急輸送道路の機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

雲仙グリーンロードやその他の県道は、地域幹線道路として、道路幅員の確保や補修、歩道整備、自転車通行空間の整備の推進を働きかける。

有家バス停は、乗り継ぎ利便性の向上を働きかけるとともに、駐車場・駐輪場等を整備し、サイクルアンドライドやパークアンドライド等の普及、啓発を図る。

その他の生活道路や住宅が密集する地区では、道路幅員の確保や歩道整備等を推進する。

自転車歩行者専用道路や通学路等では、街路灯の設置や舗装の改修等、利用環境の改善や安全性の向上、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

須川港多目的防災広場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

②公園・緑地等

中心拠点を含む住宅地では、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を進めるとともに、維持管理の効率化等を目的とした公園の再編についても検討する。

みそ五郎の森総合公園やマリンパークありえ等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図る。

③河川・下水道

有家川や蒲河川等の住宅地に近接する河川は、豊かな自然と触れ合える空間として河川沿いに歩行者空間を確保するとともに、浚渫や清掃等により治水機能の確保を図る。

榎田川、高野川は、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置等により、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進する。

西有家町の一部で整備が完了した農業集落排水の活用と合わせて、個別の合併浄化槽の設置を促進する。

(3) 都市環境及び自然環境の形成方針

①都市環境の形成方針

みそ五郎の森総合公園やマリンパークありえ等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図り、地域住民、ボランティア団体、企業との連携による適正な維持管理を推進する。

中心拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、老朽危険空家の除却、利活用可能な空き家の活用、公園や街路の維持管理、緑道の整備等の取組を継続し、快適な住環境の形成を図る。

公共施設等の効率的な維持管理のため、長寿命化を推進しながら再編についても検討する。再編後の公共施設等の跡地や塔ノ坂小学校区等の廃校舎は地域住民、企業等との連携による利活用の取組を支援する。

中心拠点の観光客が集まる施設やその周辺では、交流を促進する空間の確保に努める。

古い蔵や旧家、石塀、レンガ塀、石造物等が残る有家地区の蔵のあるまちなみは、古い建物や工作物の保全を推進し、まちなみの魅力を実感できる回遊ルート・回遊拠点づくりを推進する。

吉利支丹墓碑や遺跡等の関連遺産、観光拠点・レクリエーション拠点の周辺、周遊ルートの主要ポイントでは、駐車場・駐輪場の整備や利用環境の整備、誘導サインの設置等を行い、観光客にやさしい環境づくりを進める。

鮎帰りの滝やその周辺では、特産品・地場製品の販売や加工、地域資源をPRする観光案内施設の充実を図り、世界遺産とジオパークを活用した観光活性化の取組を推進する。

②自然環境の形成方針

有家川や蒲河川等の住宅地に近接する河川は、歩道整備により親水空間を創出するとともに、清掃活動等により河川環境を保全し、自然を活かした安らぎのある住環境を形成する。

マリnparkありえでは、水質や景観等の自然環境を保全し、観光拠点や市民のレクリエーション空間として活用を図る。

将来的に農地としての維持が困難になることが想定される地域では、体験農業の場の確保等、新たな農業従事者の育成支援等への活用を図る。

(4) 景観の形成方針

中心拠点や土地区画整理事業によって形成された風呂川住宅地では、まちに活気と賑わいを生み出すような、まとまりのある良好な景観形成を図る。

雲仙岳への雄大な眺望は、「南島原市景観計画」を適切に運用し、多様で恵まれた自然景観の保全を図る。

雲仙グリーンロード沿いの棚田、山間農地・段々畑、雲仙岳裾野に広がる畑作地帯では、農地景観の保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編について検討を進め、新たな農村景観の形成を図る。

吉利支丹墓碑や遺跡等の関連遺産は、周辺を含めた環境整備や主要な観光ルート上における統一のとれた誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備・充実を図り、一群のものとして観光客に体験させるための景観づくりを推進する。

(5) 防災まちづくりの方針

榎田川、高野川は、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置等により、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進する。

国道251号、国道57号、国道389号、主要地方道雲仙西有家線、県道雲仙有家線は、災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

みそ五郎の森総合公園やマリnparkありえ、有家総合運動公園、須川港多目的防災広場等、災害時の市民の避難場所となるオープンスペースは、バリアフリーに配慮しながら、防災機能の充実を図る。

須川港多目的防災広場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

小・中学校は、非構造部材の耐震化やトイレの改善に取り組み、避難所として安全に使用できる環境整備を図る。

有家バス停では、誰もが安全に快適に公共交通を利用できるよう、バリアフリー化を促進する。

中心拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、耐震化やブロック塀の撤去、老朽危険空家の除却等の取組を継続して進め、地域住民が安全に生活できる住環境の形成を図る。

4 北有馬・南有馬地域

1) 特性（北有馬・南有馬地域）

(1) 人口

令和2年（2020）の国勢調査の結果より、北有馬・南有馬地域の人口は、約7,500人で年齢3区分別割合は、年少人口（0～14歳）が9.6%、生産年齢人口（15～64歳）が46.6%、老年人口（65歳以上）が43.8%で、市全体の人口構成とほぼ同じである。4地域で最も人口が少ない。

昭和60年（1985）以降、減少傾向が続いており、平成27年（2015）と比較して約1.1割減となっている。

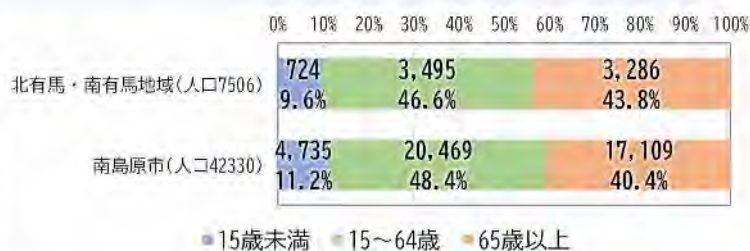


図55 年齢3区分別人口

出典：R2 国勢調査

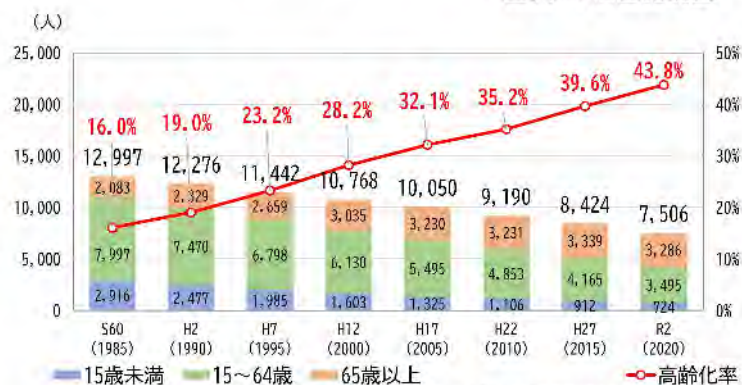


図56 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

出典：S60～R2 国勢調査

(2) 土地利用

国道251号沿道に建物用地が分布し、地域全体に森林や田畑が広がっている。

土地利用割合では、「田」の面積が地域全体の21%を占め、市全体（4地域の平均）と比べて6ポイント多い。

「建物用地」は7%で市全体（4地域の平均）と比べると3ポイント少ない。

北側森林の一部及び日野江城跡周辺、原城跡周辺は国立・県立自然公園となっている。

日野江城跡、原城跡を含む海岸沿いのほとんどが景観計画区域の重点地区となっている。

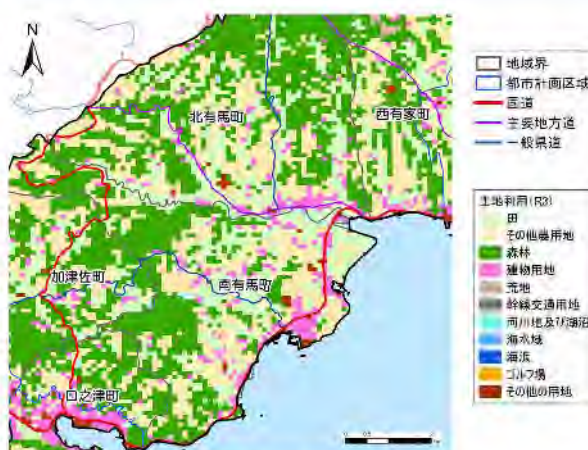


図57 土地利用現況図



図58 土地利用別割合

出典：R3 国土数値情報

(3) 交通

北有馬・南有馬地域では、主要地方道小浜北有馬線、国道251号沿道等に島鉄バスとチョイソコみなみしまばらが運行しており、県道山口南有馬線沿道等にチョイソコみなみしまばらが運行している。

(4) 都市施設

海岸沿いに国道251号、雲仙方面に国道389号が整備されている。

南有馬町の一部で公共下水道や漁業集落排水が供用され、その他地域で浄化槽が設置されている。

(5) 災害ハザード

沿岸部が津波浸水想定区域に該当しており、特に北有馬町と南有馬町の境界付近では想定浸水深1m以上～2m未満の地域が存在する。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、地域全体に分布している。北有馬町では主要地方道や一般県道沿いに広く該当しており、南有馬町では地すべり防止区域と一体的に広範囲に広がっている。

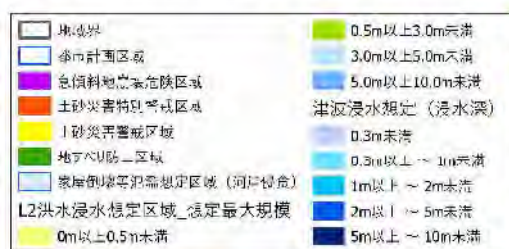


図59 災害ハザード図

出典：R2国土数値情報、長崎県資料

(6) 地域資源

「原城跡」、「日野江城跡」、「有馬キリシタン遺産記念館」等、キリシタン関連遺産にまつわる場所が多く存在する。

北部の山間部には自然や農業を体験できるキャンプ場でカフェレストランや農産物販売も行っている「エコ・パーク論所原」がある。

南部の海岸沿いには宿泊も可能で観光客が訪れる「原城温泉真砂」を有する。

凡 例		
公共交通	鉄道	〇
主要道路	国道	〇
	県道	〇
	その他	〇
県界計画区域（市界と同じ）		〇
市界計画区域（市界と同じ）		〇
市界		〇

凡 例	
〇	自然サイト
〇	文化財
〇	その他



図60 地域資源分布図

出典：南島原市資料

(7) 住民意見

① 市民意向調査

北有馬・南有馬地域の生活の満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」や「海や山、川などの自然の豊かさ、きれいさ」、「大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害に対する安心感」等の自然環境の豊かさや生活環境に関する評価が高い。一方で、「働き場所の多さ」、「娯楽やレジャーをする場所・施設の多さ」、「イベントなどの人や情報が交流する機会の多さ」等の就労場所やイベント・レジャーの場所や機会に関する評価が比較的低い。

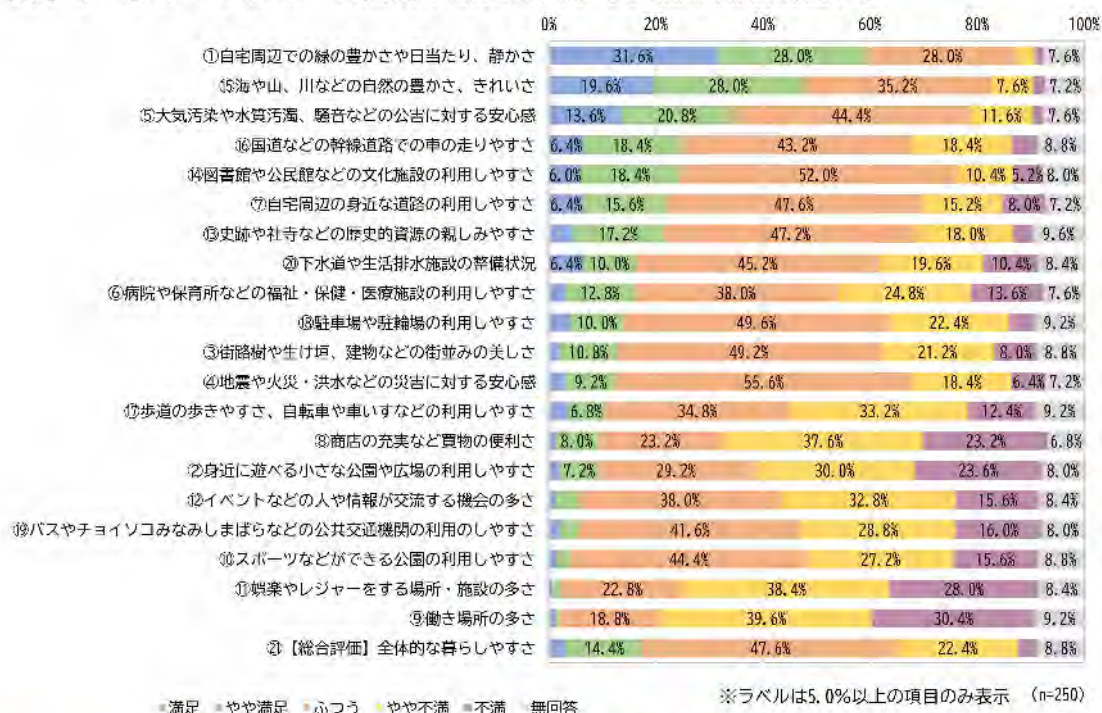


図6-1 現在の生活満足度

出典：R5 市民意向調査

② 住民懇談会

令和6年度（2024）に実施した住民懇談会では、市内の高校に通学する高校生から、以下のような意見が挙げられた。

1) 課題

- ・信号や街灯が少なく、旧道は歩道が狭くて危ない
- ・子どもが遊べる公園が少なく、遊具が劣化している
- ・地域のイベントが少なく、お祭りが縮小したりなくなったりしている
- ・日野江城跡の魅力を知られていない
- ・原城跡は景色が良いが、世界遺産登録後は市民との距離が遠くなったので、ちょうちん行列やイベントを原城跡で開催したい
- ・低地にある避難所の大雨時の浸水や土砂崩れの発生箇所が不安 等

2) 必要な施設・機能

- ・訪問や在宅診療に対応している医療施設の維持が必要
- ・空き地を活用した介護福祉サービスの提供が必要
- ・原城真砂温泉の近くに運動施設の整備が必要
- ・皮膚科、小児科、産婦人科等の専門医や夜間・救急対応の医療施設が必要
- ・夜遅くまで勉強できる場所や若者がゆっくり話せる場所、飲食店が必要
- ・フリーw i - f i が使える施設が必要 等

2) 将来像・基本方針（北有馬・南有馬地域）

将来像 歴史と文化に育まれた世界遺産を有する誇り高きまちとして
個性と魅力に満ちた 歴史を感じる美しい地域づくり

基本方針

- 世界遺産原城跡、日野江城跡をはじめとした歴史資源や周辺の自然環境を守り、活かすことで、個性と魅力にあふれ、世界に誇れるまちを形成する。
- 地域の歴史や文化と地域の営みが調和したまちなみを形成し、訪問者が世界遺産の魅力を満喫できる、美しいまちを形成する。
- 庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成しながら、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。



図6-2 地域構想図（北有馬・南有馬地域）



原城跡



原城聖マリア観音



日野江城跡

3) 取組方針（北有馬・南有馬地域）

（１）土地利用の方針

北有馬庁舎周辺、南有馬庁舎の周辺に形成する地域拠点では、開発行為の誘導等の継続により、地域内での日常生活を支える身近な都市機能を確保し、生活サービス機能が充足した拠点を創出する。

谷水棚田等のうち優良農地では、積極的な農地の維持・保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編による農業生産性の向上について検討する。その他の農地については農業以外の可能性も含めて有効活用を図る。

世界遺産原城跡周辺から日野江城跡周辺は、景観形成を推進していくうえで特に重点的な取組が必要な地区として、「南島原市景観計画」における重点地区の基準に基づき、美しいまちなみを有する拠点形成に向けた取組を進める。

上原の里山は、貴重な自然環境として積極的な保全を図る。

（２）都市施設の整備方針

①道路

国道251号は都市連携軸として、道路機能の向上、交通安全対策の推進、歩道や自転車通行空間の整備、公共交通による連絡強化、防災対策の推進を働きかける。

国道389号、主要地方道小浜北有馬線、主要地方道雲仙西有家線は、広域幹線道路として、円滑な交通処理を行うための線形改良、緊急輸送道路の機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

県道矢次南有馬線、県道山口南有馬線、雲仙グリーンロードやその他の県道は、地域幹線道路として、道路幅員の確保や補修、歩道整備、自転車通行空間の整備の推進を働きかける。

その他の生活道路や住宅が密集する地区では、道路幅員の確保や歩道整備等を推進する。

自転車歩行者専用道路や通学路等では、街路灯の設置や舗装の改修等、利用環境の改善や安全性の向上、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

北有馬ふれあい交流広場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

②公園・緑地等

地域拠点を含む住宅地では、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を進めるとともに、維持管理の効率化等を目的とした公園の再編についても検討する。

北有馬ふれあい交流広場や南有馬運動公園等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図る。

③河川・下水道

大手川や田町川等の住宅地に近接する河川は、浚渫や清掃等により治水機能の確保を図る。

南有馬町の一部で整備が完了した集合処理の下水道や漁業集落排水の活用と合わせて、個別の合併浄化槽の設置を促進する。

(3) 都市環境及び自然環境の形成方針

①都市環境の形成方針

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、老朽危険空家の除却、利活用可能な空き家の活用、公園や街路の維持管理、緑道の整備等の取組を継続し、快適な住環境の形成を図る。

公共施設等の効率的な維持管理のため、長寿命化を推進しながら再編についても検討する。再編後の公共施設等の跡地や廃校舎は、地域住民、企業等との連携による利活用の取組を支援する。

原城跡世界遺産センター等の観光客が集まる施設やその周辺では、交流を促進する空間の確保に努めるとともに、特産品・地場製品の販売や加工、地域資源をPRする観光案内施設の充実を図り、世界遺産とジオパークを活用した観光を推進する。

世界遺産原城跡、日野江城跡や遺跡等の関連遺産、観光拠点・レクリエーション拠点の周辺、周遊ルートの主要ポイントでは、駐車場・駐輪場の整備や利用環境の整備、誘導サインの設置等を行い、観光客にやさしい環境づくりを進める。

②自然環境の形成方針

北有馬ふれあい交流広場や南有馬運動公園等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図り、地域住民、ボランティア団体、企業との連携による適正な維持管理を推進する。

上原の里山等の緑地は、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境として保全し、自然と触れ合える滞在型のグリーンツーリズムにより、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を推進する。

将来的に農地としての維持が困難になることが想定される地域では、体験農業の場の確保等、新たな農業従事者の育成支援等への活用を図る。

(4) 景観の形成方針

地域拠点では、まちに活気と賑わいを生み出すような、まとまりのある良好な景観形成を図る。

世界遺産原城跡、日野江城跡を中心としたエリアでは、各城跡からの眺望景観の保全に向け、「南島原市景観計画」に基づいた景観形成を推進する。

「南島原市景観計画」の重点地区（世界遺産原城跡、日野江城跡）は、「南島原市景観計画」の基準に基づき、美しいまちなみの形成を図るとともに、史跡の公有化の継続や保護の取組を進める。

住宅地や集落地においては、歴史資源や自然環境との調和に配慮し、宅地周りの緑化推進を図るなど、潤いを感じられる景観形成を推進する。

谷水棚田等の棚田では、農地景観の保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編について検討を進め、新たな農村景観の形成を図る。

世界遺産原城跡、日野江城跡や遺跡等の関連遺産は、周辺を含めた環境整備や主要な観光ルート上における統一のとれた誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備・充実を図り、一群のものとして観光客に体験させるための景観づくりを推進する。

（５）防災まちづくりの方針

国道２５１号、国道３８９号、主要地方道小浜北有馬線、主要地方道雲仙西有家線は、災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

北有馬ふれあい交流広場や南有馬運動公園、南島原市多目的運動広場等、災害時の市民の避難場所となるオープンスペースは、バリアフリーに配慮しながら、防災機能の充実を図る。

北有馬ふれあい交流広場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

小・中学校は、非構造部材の耐震化やトイレの改善に取り組み、避難所として安全に使用できる環境整備を図る。

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、耐震化やブロック塀の撤去、老朽危険空家の除却等の取組を継続して進め、地域住民が安全に生活できる住環境の形成を図る。

5 口之津・加津佐地域

1) 特性（口之津・加津佐地域）

(1) 人口

令和2年（2020）の国勢調査の結果より、口之津・加津佐地域の人口は、約1.1万人で年齢3区分別割合は、年少人口（0～14歳）が7.9%、生産年齢人口（15～64歳）が44.0%、老年人口（65歳以上）が48.1%で、市全体の人口構成より少子高齢化が進んでいる。

昭和60年（1985）以降、人口減少、少子高齢化傾向が続いており、将来さらなる人口減少と少子高齢化が予想される。

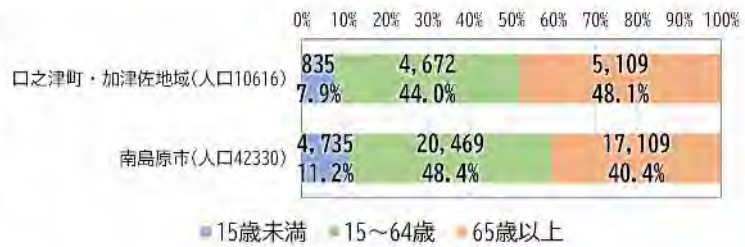


図63 年齢3区分別人口

出典：R2 国勢調査

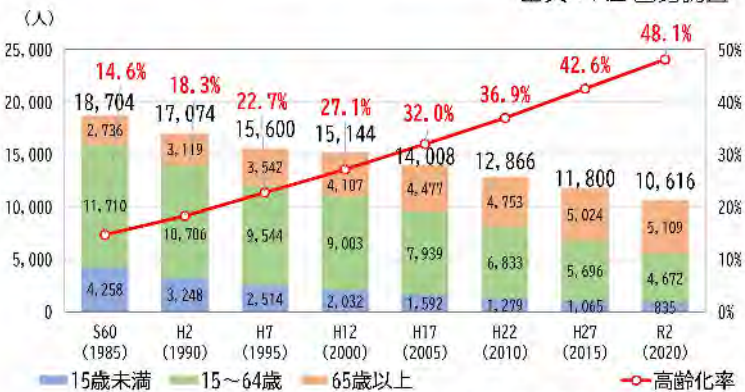


図64 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

出典：S60～R2 国勢調査

(2) 土地利用

国道251号の沿道を中心に建物用地が分布し、地域全体に田畑が分布している。

土地利用割合では、「森林」で38%を占めるが、市全体（4地域の平均）と比べると2ポイント少ない。

「建物用地」は12%であるが、市全体（4地域の平均）と比べると2ポイント多い。

野田浜周辺、愛宕山周辺、国道251号以南の大部分は県立自然公園となっている。

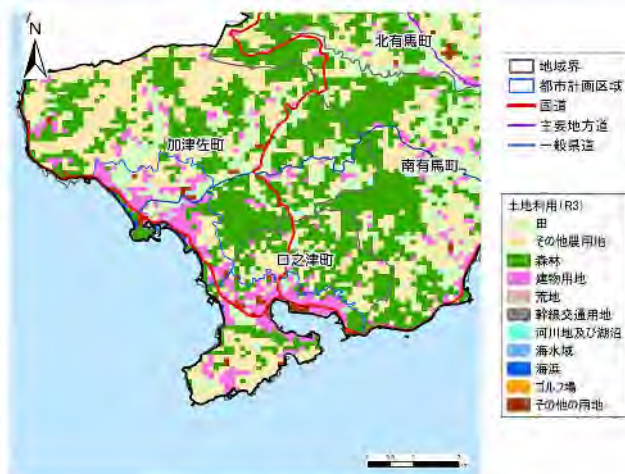


図65 土地利用現況図

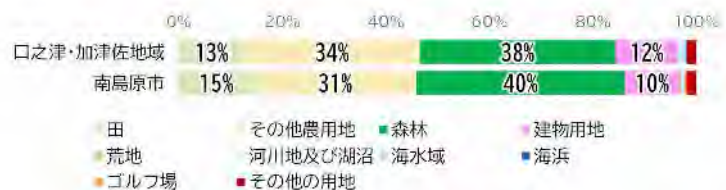


図66 土地利用別割合

出典：R3 国土数値情報

(3) 交通

口之津・加津佐地域では、国道251号沿道等に島鉄バスとチョイソコみなみしまばらが運行している。県道加津佐停車場山口線、県道山口南有馬線、国道389号沿道等にチョイソコみなみしまばらが運行している。

(4) 都市施設

海岸沿いに国道251号、雲仙方面に国道389号が整備されている。

都市計画公園10箇所のうち2箇所と、緑地1箇所が口之津・加津佐地域に位置する。

口之津町の一部で公共下水道が供用され、その他地域で合併浄化槽が設置されている。

(5) 災害ハザード

沿岸部が津波浸水想定区域に該当しており、特に口之津町の口ノ津港周辺では想定浸水深2m以上～5m未満の地域が存在する。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、地域全体に分布している。国道や一般県道沿いには、地すべり防止区域と一体的に広範囲に広がっている箇所もある。

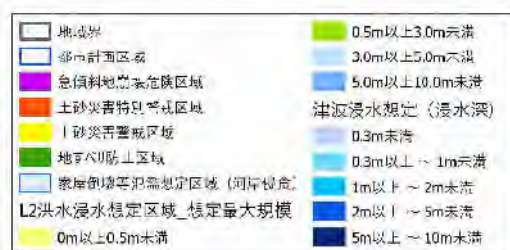


図67 災害ハザード図

出典：R2国土数値情報、長崎県資料

(6) 地域資源

海岸部には、イルカウォッチングの拠点や複数の海水浴場、オートキャンプ場等、海のレジャーを楽しむ施設が多く立地している。

北部の海岸沿いには、ジオサイトに認定されている「両子岩」を有する。

凡 例	
公共交通	鉄道
主要道路	国道
	県道
	その他
県設計画区域（市界と同じ）	
市界	
旧町界	
市界	

凡 例	
○	ジオサイト
○	文化財
○	その他



図68 地域資源分布図

出典：南島原市資料

(7) 住民意見

①市民意向調査

口之津・加津佐地域の生活の満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」や「海や山、川などの自然の豊かさ、きれいさ」、「大気汚染や水質汚濁、騒音などの郊外に対する安心感」等の自然環境の豊かさや生活環境に関する評価が高い。一方で、「働き場所の多さ」「娯楽やレジャーをする場所・施設の多さ」「イベントなどの人や情報が交流する機会の多さ」等の就労場所やイベント・レジャーの場所や機会に関する評価が比較的低い。

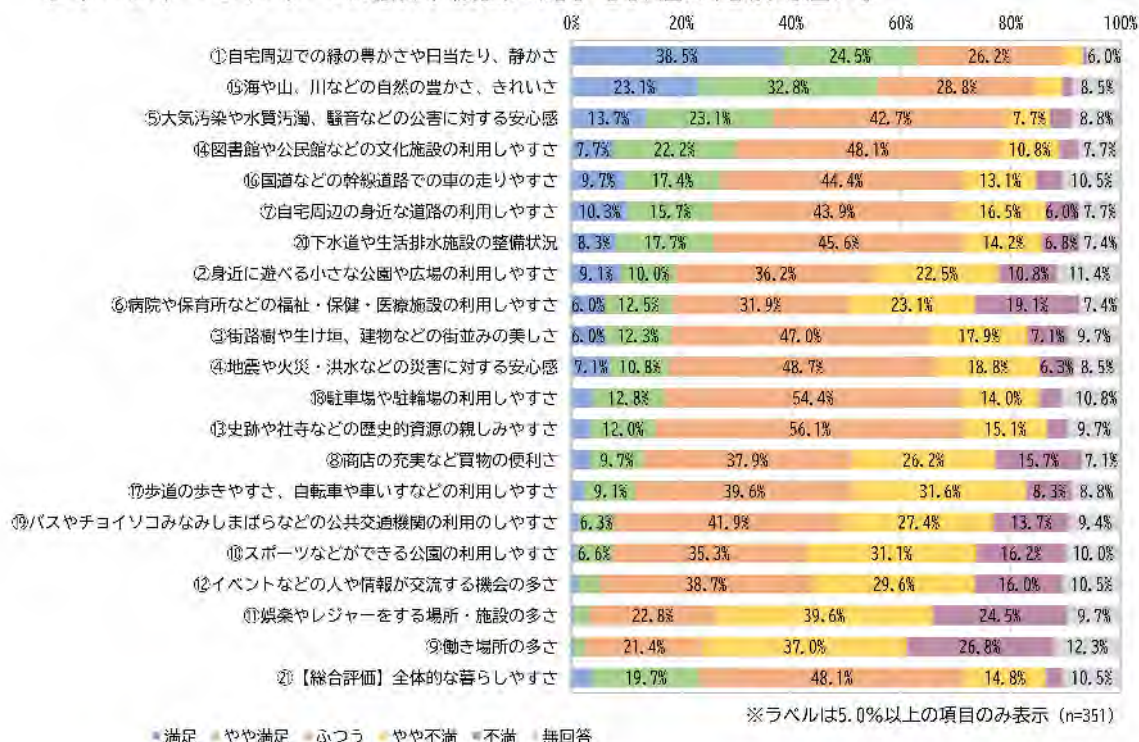


図69 現在の生活満足度

出典：R5 市民意向調査

②住民懇談会

令和6年度（2024）に実施した住民懇談会では、市内の高校に通学する高校生から、以下のような意見が挙げられた。

1)課題

- ・バスの本数が少ない、運賃が高い
- ・信号や街灯が少なく、整備が進んでない道路もあり、特に坂道や段差が多い道等が危ない
- ・空き家が多くて危ない
- ・高校があることを利点として人を呼び込みたい 等

2)必要な施設・機能

- ・通いやすい身近な場所に店舗や商業施設、介護福祉施設が必要
- ・前浜に休憩所や日陰になる場所が必要
- ・学校と保育園の維持が必要
- ・大学や専門学校等の進学先や学習塾、夜まで勉強できる場所が必要
- ・子どもが遊べる公園やリラックスできる広い公園が必要
- ・高校の近くに高校生が通うような飲食店が必要 等

2) 将来像・基本方針（口之津・加津佐地域）

将来像 豊かな自然と美しい景観とが調和して観光産業を盛り立て
海辺に笑顔があふれる 住みよい港町の地域づくり

基本方針

- 天草灘海岸線の砂浜等の雄大な自然と美しい景観を保全し、地域資源として活かすとともに、地域に根付いた農漁業産業を土台として、観光産業が活発なまちを形成する。
- 島原半島の南の海の玄関口として歴史ある口ノ津港を起点に、交流・連携を促進し、潤いと賑わいのあるまちを形成する。
- 庁舎周辺や旧町の中心部に持続可能な生活を支える市街地を形成し、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

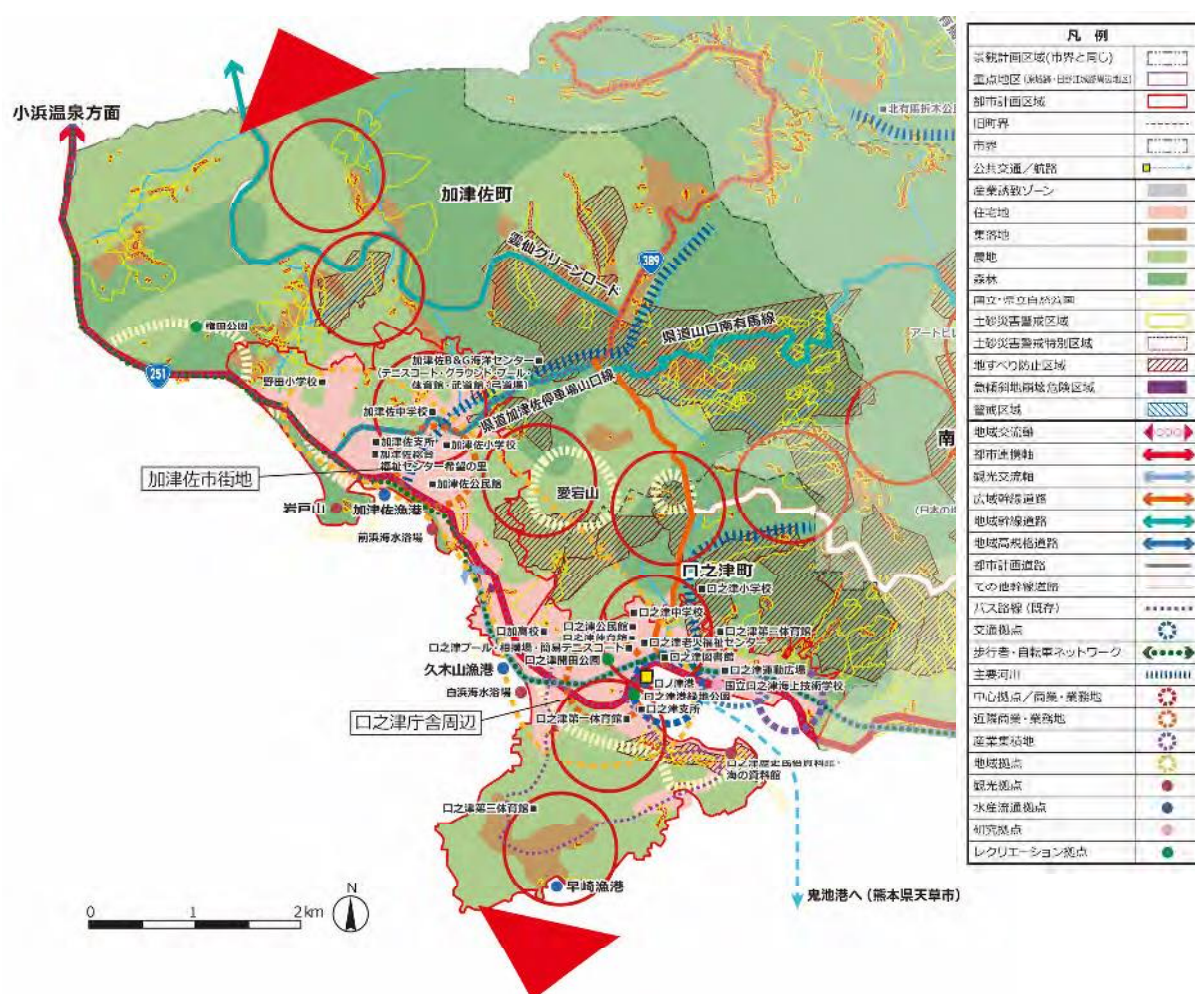


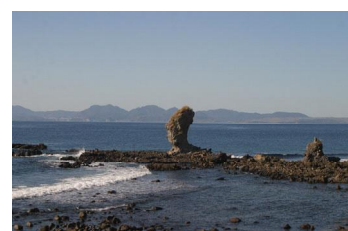
図7-0 地域構想図（口之津・加津佐地域）



口之津港ターミナル



白浜海水浴場



両子岩

3) 取組方針（口之津・加津佐地域）

（１）土地利用の方針

口之津庁舎周辺、加津佐町中心部に形成する地域拠点では、立地適正化計画に位置付けた都市機能誘導区域内に、地域内での日常生活を支える身近な都市機能の集積を図り、生活サービス機能が充足した拠点を創出する。

国道２５１号沿道では、特産品を使った製造産業、加工産業や流通産業等の新たな企業立地を目指し、雇用と活力を生む場となる適正な工業集積地の形成を図る。

広大な畑作地帯や山間に開かれた段々畑、棚田等のうち優良農地では、市街地形成との調和を図りつつ、積極的な農地の維持・保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編による農業生産性の向上について検討する。その他の農地については農業以外の可能性も含めて有効活用を図る。

（２）都市施設の整備方針

①道路

国道２５１号は都市連携軸として、道路機能の向上、交通安全対策の推進、歩道や自転車通行空間の整備、公共交通による連絡強化、防災対策の推進を働きかける。

国道３８９号は、広域幹線道路として、円滑な交通処理を行うための線形改良、緊急輸送道路の機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

県道加津佐停車場山口線、県道山口南有馬線、雲仙グリーンロードやその他の県道は、地域幹線道路として、道路幅員の確保や補修、歩道整備、自転車通行空間の整備の推進を働きかける。

口ノ津港は、乗り継ぎ利便性の向上を働きかけるとともに、駐車場・駐輪場等を整備し、サイクルアンドライドやパークアンドライド等の普及、啓発を図る。

その他の生活道路や住宅が密集する地区では、道路幅員の確保や歩道整備等を推進する。

自転車歩行者専用道路や通学路等では、街路灯の設置や舗装の改修等、利用環境の改善や安全性の向上、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

口之津中学校運動場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

②公園・緑地等

地域拠点を含む住宅地では、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を進めるとともに、維持管理の効率化等を目的とした公園の再編についても検討する。

口之津港緑地公園や口之津開田公園、権田公園等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図る。

③河川・下水道

堀川、貝瀬川等の住宅地に近接する河川は、浚渫や清掃等により治水機能の確保を図る。

口之津町の一部で整備が完了した集合処理の下水道の活用と合わせて、個別の合併浄化槽の設置を促進する。

（３）都市環境及び自然環境の形成方針

①都市環境の形成方針

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、老朽危険空家の除却、利活用可能な空き家の活用、公園や街路の維持管理、緑道の整備等の取組を継続し、快適な住環境の形成を図る。

公共施設等の効率的な維持管理のため、長寿命化を推進しながら再編についても検討する。再編後の公共施設等の跡地や津波見小学校区等の廃校舎は、地域住民、企業等との連携による利活用の取組を支援する。

口之津港ターミナル等の観光客が集まる施設やその周辺では、交流を促進する空間の確保に努めるとともに、特産品・地場製品の販売や加工、地域資源を PR する観光案内施設の充実を図り、世界遺産とジオパークを活用した観光を推進する。

口之津港ターミナルの周辺では、年間を通した観光ニーズに応えるため、サイクルツーリズムの利用環境の向上に資する施設・機能の充実を推進する。

遺跡等の関連遺産、観光拠点・レクリエーション拠点の周辺、周遊ルート上の主要ポイントでは、駐車場・駐輪場の整備や利用環境の整備、誘導サインの設置等を行い、観光客にやさしい環境づくりを進める。

天草灘に連なる砂浜海岸やイルカウォッチングの発着港では、水質や景観等の自然環境を保全し、観光拠点や市民のレクリエーション空間として活用を図る。

②自然環境の形成方針

口之津港緑地公園や口之津開田公園、権田公園等の主要な公園は、地域住民の憩いの場としての施設の充実を図り、地域住民、ボランティア団体、企業との連携による適正な維持管理を推進する。

将来的に農地としての維持が困難になることが想定される地域では、体験農業の場の確保等、新たな農業従事者の育成支援等への活用を図る。

（４）景観の形成方針

地域拠点では、まちに活気と賑わいを生み出すような、まとまりのある良好な景観形成を図る。

白浜海水浴場周辺の国道 251 号沿いでは、建築物等に関するルールづくり・順守により良好な沿道景観の形成に向けた取組を推進する。

天草灘海岸線の砂浜や早崎半島の雄大な自然景観は、法的規制によって積極的に保全する。

山間農地・段々畑、雲仙岳裾野に広がる畑作地帯では、農地景観の保全に努めるとともに、基盤整備事業等の導入による計画的な農地の再編について検討を進め、新たな農村景観の形成を図る。

遺跡等の関連遺産は、周辺を含めた環境整備や主要な観光ルート上における統一のとれた誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備・充実を図り、一群のものとして観光客に体験させるための景観づくりを推進する。

（５）防災まちづくりの方針

国道２５１号、国道３８９号、県道加津佐停車場山口線は、災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

口之津港緑地公園や口之津開田公園、権田公園、加津佐 B&G 海洋センター等、災害時の市民の避難場所となるオープンスペースは、バリアフリーに配慮しながら、防災機能の充実を図る。

口之津中学校運動場等は、災害時のヘリポートとしての利用環境を整備し、空路の確保を図る。

小・中学校は、非構造部材の耐震化やトイレの改善に取り組み、避難所として安全に使用できる環境整備を図る。

口之津港バス・フェリーターミナルでは、誰もが安全に快適に公共交通を利用できるよう、バリアフリーに配慮しながら維持・管理を推進する。

地域拠点と一体となって市街地を構成する住宅地では、耐震化やブロック塀の撤去、老朽危険空家の除却等の取組を継続して進め、地域住民が安全に生活できる住環境の形成を図る。

第4章

計画の実現に向けて

- 1 各種まちづくり手法の活用
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理

1 各種まちづくり手法の活用

1) 個別計画に基づく具体化

各分野の個別計画に基づき施策、事業を展開していく。本計画と個別計画との連携、調整を図りつつ、必要に応じて個別計画の作成、見直しを行う。

2) 景観計画の運用

本市は景観行政団体として、「南島原市景観計画」に基づき、南島原市景観条例を適切に運用することで、本市らしい自然景観や歴史・文化遺産を活かした景観、周辺と調和した市街地景観の創出に向けた景観まちづくりを推進する。

2 計画の推進体制

1) 行政と市民による協働のまちづくりの体制づくり

地域に根差したまちづくりを実現していくためには、まちづくりの主役である市民や自治会等の地域コミュニティ団体、地域の事業者の参画が必要である。都市計画提案制度や地元説明会の場を活用しながら、各主体が、自らがまちづくりの主体であるという認識を持つとともに、共通の目的意識を持って、役割と責任を担う協働体制を整備する。

2) 庁内連携体制

本計画に掲げたまちづくりの実現に向けては、都市計画や都市整備だけでなく、産業、防災、福祉、子育て等の各分野と連携しながらまちづくりの一体性を確保することが必要である。そのため、本計画を庁内の関係部局と共有し、各個別計画との連携を図る。

3) 関係機関との連携強化

国、県等が推進する関連計画との連携を図り、総合的なまちづくりを推進する。

分野別の整備方針等に位置付ける施策の推進にあたっては、都市計画分野だけでなく、観光、農業等の多様な分野の関係機関と協力しながら協議、調整を図り、まちづくりを推進する。

3 計画の進行管理

本計画は、長期的な視点に基づく本市の都市計画の基本的な方針であり、概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで方針を設定している。

目標までの中間点にあたる 10 年後を目途に見直しを実施するものとするが、上位・関連計画の策定等や本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

今後のまちづくりの進捗については、PDCA サイクルの考え方に基づき、定期的な進捗確認、評価を行い、必要に応じて計画の見直しや改善を検討する。

第5章

参考資料

1. 策定までの経過
2. 用語集

1 策定までの経過

表 5 策定までの経過

年月日		内容
令和4年度 (2022)	11月18日	令和4年度南島原市都市計画審議会 都市計画審議会へ検討予定を報告
令和5年度 (2023)	9月8日～20日	市民意向調査
	10月18日	庁内検討委員会（第1回）
	11月6日	策定委員会（第1回）
	12月13日	庁内検討委員会（第2回）
	12月18日	策定委員会（第2回）
	3月15日	庁内検討委員会（第3回）
	3月27日	策定委員会（第3回）
	3月28日	令和5年度第1回南島原市都市計画審議会 都市計画審議会へ策定経過を報告
令和6年度 (2024)	6月6日	庁内検討委員会（第4回）
	7月12日	策定委員会（第4回）
	7月18日	住民懇談会①（口加高校ワークショップ）
	7月23日	住民懇談会②（島原翔南高校ワークショップ）
	9月25日	庁内検討委員会（第5回）
	10月4日	策定委員会（第5回）
	11月20日	庁内検討委員会（第6回）
	11月22日	策定委員会（第6回）
	12月6日	長崎県への意見照会（12月27日回答）
	12月18日	令和6年度第1回南島原市都市計画審議会 都市計画審議会へ策定経過を報告
	1月6日～31日	パブリックコメント（意見募集期間）
	2月20日	パブリックコメント（実施結果公表）
	3月5日	令和6年度第2回南島原市都市計画審議会 都市計画審議会へ諮問
	3月25日	南島原市長へ答申
	3月31日	告示、長崎県に通知

2 用語集

【ア行】

空き家バンク制度 <あきやばんくせいど>

市内に存在する空き家等の中で、所有者等が売買または賃貸を希望する空き家等の情報を収集し、市内への移住希望者へその情報を紹介する事業・制度。

アクセス性 <あくせすせい>

ある場所への到達しやすさまたはある場所までの経路・手段の得やすさ。

オープンスペース <おーぷんすぺーす>

公園・緑地、広場、河川、農地など建物によっておおわれていない土地、あるいは敷地内の空き地等のうち、道路用地、鉄軌道用地等の交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空き地や空間で市民に開かれた空間。

温室効果ガス <おんしつこうがす>

二酸化炭素、メタン、フロンガス等の、大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。

【カ行】

カーボンニュートラル <かーぼんにゅーとらる>

温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする、すなわち炭素（カーボン）を中立（ニュートラル）の状態にするという考え方。

合併浄化槽 <がっぺいじょうかそう>

トイレの排水や生活雑排水（台所の排水・お風呂の排水など）を、合併処理浄化槽で浄化してから側溝（排水溝）に流す仕組みまたはそのための施設のことで、合併処理浄化槽ともいう。これに対し、個別浄化槽（個別処理浄化槽または単独処理浄化槽ともいう）はトイレの排水のみを浄化してから側溝（排水溝）に流す仕組み及びそのための施設。環境省及び国土交通省の所管。

観光資源 <かんこうしげん>

人々の観光活動のために利用可能なものであり、観光活動がもたらす感動の源泉とな

り得るもの、人々を誘引する源泉となり得るもののうち、観光活動の対象として認識されているもの。

幹線道路 <かんせんどうろ>

道路網のうちでも主要な骨格をなし、主として都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を受け持つ道路。

基盤整備事業 <きばんせいびじぎょう>

農地、住宅地、市街地等の都市空間において、土地の利用目的に沿った条件を備えるために、基礎的な資源である道路、水路、河川・下水道等を整備する事業。

急傾斜地崩壊危険区域 <きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき>

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地で、県が指定する区域。

緊急輸送道路 <きんきゅうゆそうどうろ>

災害時の緊急物資輸送を円滑に行うために、防災拠点間を相互に連絡する道路。

漁業集落排水 <ぎょぎょうしゅうらくはいすい>

漁港及び漁場の水質の保全、漁村の環境衛生の向上、自然災害の防止などを図るために、し尿及び家庭雑排水の処理並びに雨水排除を目的とする仕組み及びそのための施設。水産庁の所管。

グリーンツーリズム <ぐりーんつーりずむ>

農村等での長期滞在型休暇。都市住民が農家等にホームステイして農作業を体験するなど、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

景観行政団体 <けいかんぎょうせいだんたい>

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体。

広域道路ネットワーク <こういきどうろねつとわーく>

全国的な自動車交通網を構成する道路のことで、特に地域相互の交流促進等の役割を担っている高規格幹線道路や地域高規格道路等を意味する。

交通拠点 <こうつうきょてん>

港やバスターミナル、自由通路や階段、バス交通広場、歩道等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする機能を有する場所。

高齢化率 <こうれいかりつ>

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査 <こくせいちょうさ>

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査。

コミュニティ・プラント <こみゅにてい・ぷらんと>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。環境省の所管。

【サ行】

サイクルアンドライド <さいくるあんどらいど>

自転車で自宅最寄りや目的地付近の駅またはバス停まで行き、駐輪後、バスや電車等の公共交通を利用して目的地に向かうシステム。

シェアリングエコノミー <しえありんぐえこのみー>

インターネットと介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産（場所・もの・スキル等）とシェア（売買・貸し借り等）することで生まれる新しい経済の形。

自然的土地利用 <しぜんてきとちりよう>

田畑等の農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。

ジオサイト <じおさいと>

ジオパークの見どころ。

ジオパーク <じおぱーく>

地域社会の持続可能な発展を通じて、認定地域内にある価値ある地球活動の痕跡を守り、そのまま未来に引き継いでいくことを目的とした、ユネスコの事業。

地すべり防止区域 <じすべりぼうしき>

地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校等の公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域。

浚渫 <しゅんせつ>

海底・河床等の土砂を、水深を深くするために掘削すること。

将来都市フレーム <しょうらいとしふれーむ>

将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標。

水源かん養 <すいげんかんよう>

土壌中に水を浸み込ませること。これにより、雨水を貯えたり、土砂流出を防いだり、水質を浄化することができる。

ストック <すとく>

今までに整備されてきた道路や公園、下水道、建築物等の現有の資源・財産としての都市施設及び住宅等。

線形改良 <せんけいかいりょう>

曲がった道を直線的に改良したり、急カーブを緩い曲線に改良するなど、既設道路の効用、機能等をより良くすること。

【タ行】

第Ⅱ期南島原市総合計画 くだいにきみなみしまばらしそうごうけいかく

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される、本市の最上位計画。「基本構想」は土地利用構想、「基本計画」は、分野別の目標と方針を示したうえで、取り組むべき施策と達成すべき目標を明らかにする。「実施計画」は、具体的な事業の展開を定める。

地域コミュニティ くちいきこみゆにてい

地域住民が地域と関わり合いながら生活する中で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと、もしくは地域住民の集団。

地域資源 くちいきしげん

地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素。

地域地区 くちいきちく

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

治水機能 くちすいきのう

洪水等の水害や土砂流等の土砂災害を防ぐ機能であり、河川の拡幅、浚渫、清掃、ダムを整備等により維持・向上する。

長寿命化 くちようじゅみようか

長期的な視野で予防保全を行ったり、機能を社会的要求に合わせて改善したりすることにより、建築物等の使用年数を、構造躯体の物理的な寿命（構造耐力上実質的に耐えられる年数）に近づけること。

津波浸水想定区域 くつなみしんすいそうてい くいき

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深。

低未利用土地 くていみりようとし

空き地や空き家・空店舗等の存するような

土地利用の程度が著しく劣っている土地。

デマンド型乗合タクシー くでまんどがたのり あいたくしー

路線バスが運行していない地域の住民が最寄りのバス停や目的地まで移動するため、利用者からの予約があった場合に運行する予約型乗合タクシー。

都市機能誘導区域 くとしきのうゆうどうくいき

都市再生特別措置法に基づき、市が策定する南島原市立地適正化計画において定めるもの。医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスが効率的に提供されるよう設定する区域。

都市計画基礎調査 くとしけいかくきそちょう さ

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域 くとしけいかくくいき

都市計画法に基づき指定された、一体の都市として総合的に整備・開発または、保全する必要のある区域。都市計画区域内では、良好な住環境の保全等を図るために、一定の開発・建築制限を受けるほか、計画的なまちづくりを行うための各種制度（土地利用規制、市街地開発事業等）を活用することが可能。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン） くとしけ いかくくいきのせいび、かいはつおよびほぜんのほう しん（としけいかくくいきますたーぷらん）

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域に関して都道府県が定める基本的な方針。都市計画の目標、区域区分の決定の有無（区域区分を定める時はその方針）、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの。

都市計画提案制度 くとしけいかくていあんせいど

土地の所有者やまちづくりNPO法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる制度。

都市計画法 くとしけいかくほう

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市施設 くとししせつ

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市的土地利用 くとしてきとちりよう

都市における生活や活動を支えるため整備、開発する住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路等による土地利用のこと。

都市のスポンジ化 くとしのすぽんじか

都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力、コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。

土砂災害警戒区域 くどしゃさいがいけいかい くいき

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。通称イエローゾーン。

土砂災害特別警戒区域 くどしゃさいがいとく べつけいかい くいき

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。通称レッドゾーンと呼ばれ、開発行為等に対する規制がある。

土地利用 くとちりよう

ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること。

【ナ行】

ネットワーク くねっとわーく

互いに結びつくこと、つながり。

農業集落排水 くのうぎょうしゅうらくはいすい ズ

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止する仕組み及びそのための施設。農林水産省の所管。

【ハ行】

非構造部材 くひこうそうぶざい

柱、梁、床等の建物の構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

バリアフリー くばりあふりー

障がい者や高齢者等が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁など全ての障壁を除外するという考え方。

パークアンドライド くぱーくあんどらいど

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや電車等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

ポケットパーク くぽけっとぱーく

団地の一角等に作られる小さな公園のことで、道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置く等などして作るもの等も含まれる。

【マ行】

南島原市空家等対策計画 くみなみしまばらしあきやとうたいさくけいかく>

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家にかかる様々な課題等に対する対策の指針を示し、総合的かつ計画的な空家対策を推進していくための計画。

南島原市過疎地域持続的発展計画 くみなみしまばらしかそちいきじそくてきはってんけいかく>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、各分野（「産業の振興」や「交通施設の整備」など）の市の現状や問題点、それに対する方針や対策を取りまとめた計画。

南島原市公共施設等総合管理計画 くみなみしまばらしこうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく>

公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについて推計を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるもの。

南島原市国土強靱化地域計画 くみなみしまばらしこくどきょうじんかちいきけいかく>

国土強靱化基本法に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するための計画。

南島原市地域公共交通計画 くみなみしまばらしちいきこうきょうこうつうけいかく>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成及び市民の移動手段の維持・確保のため、地域公共交通が果たすべき役割を明確にし、本市の地域公共交通の将来像とその実現に向けた取組を明示した計画。

南島原市地域防災計画 くみなみしまばらしちいきぼうさいけいかく>

災害対策基本法に基づき、市民の生命、財

産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

南島原市景観計画 くみなみしまばらしけいかんけいかく>

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観計画には、区域、良好な景観の保全・形成に関する方針、良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定の方針を定める。条例を定めることによりその他の景観形成に必要な事項等を定めることができる。

南島原市立地適正化計画 くみなみしまばらしりちてきせいかけいかく>

都市再生特別措置法に基づき、人口減少・高齢化等に対応した「コンパクトなまちづくり」を推進するために、生活利便施設や住宅の立地を誘導する区域及び当該区域内での取組等を定める計画。

【う行】

老朽危険空家くろうきゅうきけんあきや>

現在使用されておらず、今後も住宅として使用されない住宅で、倒壊すれば道路との境界を越え、避難等に支障をきたす恐れがあるなど、市民の生命、身体及び財産への危害が懸念される空き家。

【ワ行】

ワークショップ くわーくしょっぷ>

住民参加型のまちづくりの手法の一つ。説明会とは異なり、実際に参加者が手・身体・頭を使って、計画案づくり等を行うもの。

【A～Z 行】

ICT（情報通信技術） あいしーていー>

PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

PDCAサイクル　くびーでいーしーえーさい

くる

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。



南島原市都市計画マスタープラン

平成25年3月 策定

令和7年3月 改訂

南島原市 建設部 都市計画課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地1

電話：0957-73-6677 FAX：0957-82-0240